

平成 31 年 2 月 13 日

各位

会 社 名 九 州 電 力 株 式 会 社 代表者名 代表取締役 社長執行役員 池辺 和弘 (コード:9508 東証第一部、福証) 問合せ先 コーポレート戦略制用 高野浩司 TEL. (092)761-3031

玄海原子力発電所2号機の廃止を決定しました

当社は本日、取締役会において玄海原子力発電所2号機(以下、玄海2号機)の廃止を決定しましたので、お知らせいたします。

玄海2号機については、2021年3月に運転期間満了を迎えますが、運転期間を延長するためには、運転期間延長認可制度に基づき、2020年3月31日までに申請を行う必要があり、当社は、既存設備の有効活用の観点から、運転延長申請の可能性について検討してまいりました。

玄海2号機は、新規制基準に適合させるための特定重大事故等対処施設の設置等にあたって十分なスペースの確保が困難という固有の技術的制約があり、出力規模や再稼働した場合の残存運転期間などを総合的に勘案し、運転延長申請を断念することといたしました。

今後、玄海2号機の廃止に係る各種手続きを進めるとともに、1号機と併せて着実に廃止措置を進めてまいります。廃止措置の実施にあたりましても、これまでどおり、地域の皆さまとのコミュニケーションを密にしながら、安全を最優先に取り組んでまいりますので、引き続き、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

今回の決定により、当社が運転する原子力発電所は、玄海原子力発電所3,4号機及び川内原子力発電所1,2号機の4基となりますが、原子力発電については、わが国のエネルギー基本計画においても「重要なベースロード電源」として位置づけられ、エネルギーセキュリティ面や地球温暖化対策面などで総合的に優れた電源であることから、安全・安心の確保を大前提として、引き続き4基の安定運転に努めてまいりたいと考えております。

なお、玄海2号機の廃止にあたっては、廃炉会計制度が整備されており、廃止時の残存簿 価等や解体引当金未引当額を廃止後に分割して費用計上することが可能であるため、廃止に 伴う業績への影響は軽微です。

(参考) 玄海原子力発電所2号機の概要

(1) 設置場所 佐賀県東松浦郡玄海町

(2) 炉型加圧水型軽水炉(3) 出力55.9万kW

(4) 主要経緯

原子炉設置許可申請1974年8月27日原子炉設置許可1976年1月23日建設着工1976年6月12日営業運転開始1981年3月30日

(5) 総発電電力量 1,196.7億kWh※

(6) 設備利用率 81.4%※

※2010年度末までの累計

以 上